

カモジャン地熱発電所拡張計画(E/S)【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	カモジャン地熱発電所拡張計画(E/S)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件 などを含む	西ジャワ州において, 蒸気の開発及び地熱発電所を増設(60MW 級)することにより, ジャワ・バリ系統での電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性の改善を図り, もって投資環境の改善等を通じた経済発展に寄与するものである。また, 再生可能エネルギーの利用により地球環境負荷の軽減に寄与するものである。本事業は, 本体工事に先立つエンジニアリング・サービス(E/S)を対象とする。 案件の内容 ・ コンサルティングサービス ア 閣議決定日:平成 18 年3月 28 日 イ 供与限度額:9.95 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会的ニーズの現状 事業計画時(2003 年)における, ジャワ・バリ系統の発電設備容量は 18,658MW であったのに対し, ピーク時の電力需要は 14,053MW であった。また, 電力需要は年平均 5.6%で伸び, 2013 年には 24,319MW に達する見込みであった。 同国では, 堅調な経済成長を続けており, 電力需要が引き続き高い伸びを示していることから, 新規電源開発の政策上の優先度は極めて高い。また, 地熱発電は, 同国の気候変動対策に係る施策の目標達成に貢献するもので

	あり、本事業の社会的ニーズは引き続き大きい。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 探鉱を含む地熱開発を実施するために必要となる同国内での森林使用の許認可取得に大幅な遅延が生じ、事業が開始されていない。許認可については林業省が行っており、JICA をはじめインドネシア関連省庁や実施機関が、林業省に対し許認可取得に向けた働きかけを行っている。
(2) 今後の対応方針	本事業は、インドネシア政府が早期の開発を目指す地熱発電事業であり、依然として優先度の高い案件であることから、実施機関を含め、先方政府内で問題解決に向けた協議が継続されている。この進捗を確認し、事業実施に向けた準備を進める。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料